

Pep Up データに関するコラボヘルス推進にかかる覚書

大阪港湾健康保険組合（以下「組合」）と《事業所名》（以下「事業所」）は、組合と事業所との連携により、効率的かつ効果的な健康増進及び健康経営を推進するため、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」）第27条第5項第3号の規定に基づき、Pep Up データを組合と事業所で共有・活用し、健康課題の改善施策を講じる等「被保険者の健康寿命の延伸」を目的に、以下のとおり覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

組合と事業所の健康課題解決に向けた適切なアプローチを実施し、健康経営の推進及び被保険者の健康管理・維持・増進を図ることを目的とする。

2. 共同推進

1の目的を達成するため組合及び事業所は、共同で実施する次に掲げる事項について、各々の事業を推進する。

- (1) 登録状況の共有による登録・利用勧奨
- (2) ウォーキングラリーデータの共有による健康づくりの推進
- (3) 日々の記録データの共有による健康課題対策・支援
- (4) 健康年齢の共有による健康づくりの推進

3. 留意事項

利用目的を健康経営の推進及び被保険者の健康管理・維持・増進に限定する。

情報の取扱いについては、個人情報保護法その他の関連法令の規定に基づき十分に注意を払うとともに被保険者への周知を徹底する。

なお、共同して利用するデータの項目、提供方法、提供時期その他本覚書に定めのない事項については、双方協議のうえ別途定めるものとする。

4. 費用負担

組合及び事業所は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

- (1) 事業所は組合に対して、事業所管理画面の管理者アカウント作成及びデータの提供を受ける者（以下「利用者」）がPep Up上の被保険者の個人データを共同利用し、取り扱うことができる正当な権限を有すること、及び事業所で定め本人に通知または公表した当該個人データが利用目的の範囲内で取り扱われることを表明し、保証する。

事業所は、上記の表明保証に反し、または適用法令に違反して利用者が当該個人データを取り扱ったことに起因して組合に生じた一切の損害を補償する。

- (2) 組合及び事業所は、本覚書を証とするため、2部作成し双方記名捺印のうえ各々1部を所持する。本覚書は令和7年10月1日より有効とする。組合及び事業所は、相手当事者に1カ月前に書面で通知をすることで、本覚書を解約することができる。

令和7年〇月〇日

大阪港湾健康保険組合

理事長 川田 茂実 

事業所名：

代表者名：

